

令和4年度 第2回長岡市障害者施策推進協議会 質問

1. 障害者差別解消法に関して、令和3年度は「実態として企業に向けた個別の調査は実施しておらず、障害者差別解消法の趣旨がどの程度浸透しているか、詳細な把握はしておりません。」とありました。民間事業者の合理的配慮義務を盛り込んだ改正障害者差別解消法の施行を目前にした令和4年度の把握状況を教えてください。

令和4年度も、企業に向けた個別の調査は実施しておりませんので、障害者差別解消法の趣旨の浸透状況の把握はしておりません。

なお、本年2月に内閣府が発表した「障害者に関する世論調査」によると、障害者差別解消法を知っていると答えた人の割合は24%にとどまることが明らかになりました。差別解消の考え方は、なお一層の周知広報の必要があると考えております。

また以前、「合理的配慮」がわかりにくい、という指摘を事業者の方からいただいたことがありました。「合理的配慮」の実例を挙げての周知や、内閣府が具体例をまとめた「合理的配慮サーチ」を紹介するなど、事業者によりわかりやすい形で、障害者差別解消法の趣旨の浸透を図ってまいりたいと考えております。

2. 長岡市が雇用する障害者就労支援推進員が日常的に企業訪問活動を行い、企業訪問実績は令和3年度延べ137社、令和4年度は83社（11月25日現在）としています。そして、その際、障害者差別解消の周知啓発も兼ねて、さまざまな意見交換をしているとのことですが、
 - ① さまざまな意見交換の中から障害者差別解消法に基づく差別に関し、企業からはどのような声が届いているのか。その具体的な声の内容を幾つかご紹介ください。
 - ② また、障害者就労支援推進員が「多くの企業から障害者差別解消法の趣旨をご理解いただいているとの感触を得ている」とありますが、その感触とは具体的にはどのようなことですか。

- ① 「障害者の雇用を通じ障害者差別解消法として定義されている合理的配慮にも理解が深まった」「今まで障害者差別に対して意識が薄かったが、意見交換をしてゆくなかで、差別の解消のための認識を持つようになった」といった声を聴いています。

3. 本計画では、「とりわけ、民間事業者への周知が課題」とあります。令和3年度の取り組みとして、「障害者差別の解消に関するアンケートの実施」「ホームページや市政だよりを活用した差別解消や障害者に関わるマーク掲載」「民間事業者向けのリーフレットのホームページ掲載並びに景況調査の対象企業(400社)への配布」などがあげられています。

① 障害者差別解消法については、罰則規定がある障害者雇用促進法と比べて未だ認知度が低いとの認識から、より多くの方に知っていただくことができる効果的な周知方法が今後の課題だとしております。「より多くの方に知っていただくことができる効果的な周知方法」の検討結果の内容とその結果に基づいた令和4年度の実施状況について教えてください。

② 企業に対する実施状況については、民間事業者向けのリーフレットを企業(400社)へ配布や、上記2の障害者就労支援推進員による啓発活動がありますが、企業以外の民間事業者への取り組みはどうなっていますか。令和4年度の実施状況について教えてください。また、企業以外の民間事業者数はどのくらいと認識していますか。

① 令和4年度についても、ホームページや市政だより、リーフレットの活用などにより周知啓発に取り組んでおります。

なお、令和5年度においては、新たに長岡商工会議所と連携した周知啓発を行う予定にしております。

② ホームページや市政だより、リーフレットの活用などによる周知啓発は、企業に限らず取り組んでおります。

なお、長岡市内の民間の事業所数(医療機関や福祉施設等を含む)については、令和3年に全国一斉に実施された「経済センサス」の速報値となりますが、令和3年6月1日現在、12,808事業所となっております。

※補足

- ・「1」の回答は、会議において口頭で回答したが、補足も含めて改めて書面で回答したもの
- ・「2」の回答は、会議において口頭で回答したが質問の趣旨と回答が合っていないとの指摘があったため、再度回答するもの
- ・「3」の回答は、会議の終了予定時刻を過ぎてしまったため、書面で回答するもの